# 林業・木材産業燃料等価格高騰対策緊急支援事業の申請について (令和7年度6月補正事業)

# 【省エネ等取組計画書】令和7年7月31日までに提出 (事業申請を決めたら速やかに提出)

【交付申請書】令和7年10月31日(金)までに提出

※交付申請の前提として省エネ等取組計画書の提出が必要となります。

#### 1 補助金の概要

本事業は、燃料価格や電気料金の高騰による林業・木材産業事業者等の負担を軽減するため、令和7年7月分から令和7年9月分の燃料調達費用及び電気料金について、令和4年7月分から令和7年9月分と比較し、価格が高騰した分を補助するものです。

#### 2 補助金の交付対象者

次の各号のいずれかに該当する者。

- (1) 林業事業者(森林組合、民間素材生産業者等)
- (2) 原木、原板を一次加工している木材産業事業者
- (3) 主として県産未利用間伐材を燃料とする木質バイオマス発電事業者

※法令遵守上の問題を抱えている者や暴力団、暴力団員と関係のある者は対象外。

## 3 補助金の対象となる事業

補助対象者が営む以下の事業が対象。

林業、製材業、チップ製造業、木質ペレット製造業、薪製造業、おが粉製造業、バークたい肥製造業、木質バイオマス発電事業、その他原木、原板を原料として一次加工を行う事業

※使用する原木、原板の生産地は問いません。

※プレカット業、木工業、製紙業、その他二次加工に該当する事業は対象外。

### 4 補助金の対象となる期間及び経費

〇対象期間

令和7年7月1日から令和7年9月31日までの間

〇対象経費

対象事業の工場や機械の稼働、原木・製品等の運搬、発電に必要な経費のうち、 燃料調達費用と電気料金

- ※事務所の電気料金は原則対象外。
- ※国及び市町村等から本事業と同様の支援を受けるものは対象外。
- ※消費税額分及び地方消費税額分は対象外。

#### 5 補助金額の計算及び補助金の条件

期間内対象経費の対令和4年度増加分の1/8以内を補助します。

{今年度(R7.7~9)の料金 - 令和4年度(R4.7~9)の料金} × 1/8以内

※千円未満切捨てです。

補助金額の上限:1者あたり500万円

最低補助額:1万3千円(1万3千円未満は補助対象外)

※補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、申請額が予算額を超過する場合には、補助率を調整 した額を交付することとします。

#### 6 省エネ等への取組み(省エネ等取組計画書の提出)

交付申請者は、燃料や電気の使用量を低減するため、省エネや燃料転換等の取組みを 実施しなければなりません。

このため、令和7年7月から令和7年9月分までに取り組んでいる内容を記載した計画書(省工ネ等取組計画書)を令和7年7月30日までにセンターに提出してください。

#### 7 交付申請書の提出

交付申請書に必要事項を記載し、必要書類を添付して提出

#### 〇必要な書類

- 交付申請書(省エネ等取組実績表含む)
- ・燃料費等の集計表
- ・燃料費等の根拠となる資料 (領収書等)
- 〇提出期限:令和7年10月31日

### 8 申請方法

持参、郵送、FAX、メールで提出可能です。

※ただし、郵送の場合は、**令和7年10月31日(金)消印有効です。** 

#### 9 振込の時期

- ○申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは、<u>指定の口座に</u> 補助金を順次振り込みます。
- ○速やかな給付に努めてまいりますが、多くの申請が寄せられた場合や、書類の不備や 確認に時間を要した場合は、振込までに時間を要することがあります。

### 10 通知

申請書類の審査の結果、交付又は不交付を決定したときは、郵送にて通知します。

#### 11 その他

- ○補助金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金の交付決定を取り消すとともに、期限を定めて返金を命じます。補助金の返還を命じたときは、この命令に係る補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、加算金(補助金の額に年10.95%の割合で計算した額)を支払うことになります。
- ○また、補助金の返還を命じたにもかかわらず、返還すべき補助金及び加算金の全部又は一部が納付されなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金(その未納額に年10.95%の割合で計算した額)を支払うことになります。
- ○補助金支給事務を円滑、確実に実行するため、必要に応じて検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

## 12 問い合わせ・計画書等提出先

〒930-2226 富山市八町 6931 とやま県産材需給情報センター事務局

(富山県森林組合連合会内)

電話番号:076-434-3351 FAX:076-434-1794

U R L: http://moriren-toyama.jp/kensanzai/

メ ー ル: kensanzai@moriren-toyama.jp 受付時間:平日 午前9時~午後5時